

収 入
印 紙

委 託 契 約 書

広域紋別病院企業団（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）
とは、業務の委託について、次のとおり契約する。

（委託業務）

第1条 甲は、その設置する消防用設備に係る保守業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に依頼し、乙は、これを受諾する。

（委託業務の内容）

第2条 この契約に基づき乙が処理すべき委託業務の内容は、次の各号に掲げる業務とする。

- （1）機器点検 1回 総合点検 1回
- （2）不良箇所の改修指示及び助言

（処理の方法）

第3条 乙は、別紙委託業務処理要領（以下「要領」という。）により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の要領に定めのない事項については、甲と協議するものとする。

（委託期間）

第4条 委託期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 甲は、委託業務に対する委託料として 金 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は免除する。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務担当員）

第8条 甲は、乙の委託業務の処理について必要な連絡指導に当る業務担当員及びその不在の場合の代務者（以下「業務担当員」という。）を定め、乙に通知するものとする。業務担当員を変更した場合も同様とする。

（業務処理責任者等）

第9条 乙は、委託業務の処理について、業務処理責任者及び点検等担当技術者を定め、甲に通知するものとする。業務処理責任者又は点検等担当技術者を変更した場合も同様とする。

2 業務処理責任者と点検等担当技術者とは、これを兼ねることができるものとする。

(業務処理責任者等の変更請求等)

第10条 甲は、業務処理責任者又は点検等担当技術者が委託業務の処理上著しく不相当と認められたときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。

2 乙は、前項の請求があったときは、その日から10日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

(業務内容の変更)

第11条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容の一部を変更することができる。この場合において、委託料の額を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

(点検)

第12条 点検は、次のとおり実施する。

(1) 機器点検、総合点検ともに年1回実施する。

(2) 実施日については甲乙協議のうえ決定する。

2 乙は、前項の点検時期には、この契約の対象となる機器の設置箇所に点検等担当技術者を派遣し、当該機器の点検及び調整を行わなければならない。

(甲の請求による点検)

第13条 乙は、前条の点検時期以外の場合であっても、甲が機器に異常を認めてその点検及び調整を乙に請求したときは、遅滞なく、前条第2項に規定する措置を取らなければならない。

(機器の修繕)

第14条 乙は、前2条による点検によって機器の故障を発見し、修繕を要すると認められる場合において、部品を交換する必要があるとき又は特別の資材を使用する必要があるときは、甲に見積書を提出し、その承認を受けて当該機器の修繕を行なうものとする。

2 前項の修繕に要する費用は、甲の負担とする。

(点検等の結果の報告)

第15条 乙は、点検又は修繕を実施したときは、当該点検又は修繕の結果を書面により、甲に報告しなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第16条 乙は、第12条の規定による定期点検を終了したときは、甲に対し委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払うものとする。

3 甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年12月12日法律第256号)で定める率の割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

4 委託料の支払場所は、広域紋別病院企業出納員の勤務場所とする。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の処理が著しく不相当であると明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。
- (3) その他その責に帰すべき理由により、この契約に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 甲は、前項各号に規定する場合のほか、必要のあるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとするときの30日前までに、乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による解除が月の途中で行われるときは、甲は、当該月における委託料を乙に支払うものとする。

第17条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下この条及び第17条の2において「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令をいう。以下この条及び第17条の2において同じ。）を受けた場合において、当該排除措置命令について行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項に規定する処分の取消しの訴え（以下この条において「処分の取消しの訴え」という。）が提起されなかったとき。

(2) 乙が納付命令（独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令をいう。以下この条及び第17条の2において同じ。）を受けた場合において、当該納付命令について処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。

(3) 乙が排除措置命令又は納付命令を受けた場合において、当該排除措置命令又は当該納付命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(4) 乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われた排除措置命令又は納付命令において乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動が

あったとされた場合において、これらの命令全てについて処分の取消しの訴えが提起されなかったとき（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起されたときであって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したとき。

- (5) 排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合（これらの命令について処分の取消しの訴えが提起されなかった場合（当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）又はこれらの命令に係る処分の取消しの訴えが提起された場合であって当該処分の取消しの訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときをいう。以下この号において同じ。）における乙に対する命令とし、これらの命令が乙以外のもの又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合における各名宛人に対する命令とする。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、処分の取消しの訴えが提起されなかった等の場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法第7条の2第1項に規定する実行期間をいう。）を除く。）に入札又は広域紋別病院企業団病院事業会計規程（平成23年1月19日管理規定第27号）第112条の規定による見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。
- (6) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

（損害賠償）

- 第18条 第17条第1項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の額の10分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。
- 2 第17条第2項又は第3項の規定により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、その責に帰すべき理由により、委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 4 前2項の規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。
- 5 委託業務の処理に関し第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第18条の2 乙は、この契約に関して、第17条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第6号までに掲げる場合において、排除措置命令、納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号に規定するものであるとき又は同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の10分の2に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。
- 3 前2項の規定は、契約を履行した後のにおいても適用があるものとする。

(相 殺)

第19条 甲は、乙に対して金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約保証金返還請求権、委託料請求権その他の債権と相殺することができる。

(秘密の保持)

第20条 乙及びその使用する者は、委託業務の処理に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第21条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(契約に定めのない事項)

第22条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 住 所 北海道紋別市落石町1丁目3番37号
広域紋別病院企業団
氏 名 企業長 宮 川 良 一

乙 住 所
氏 名